

屋久島町 通学路安全対策プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 26 年 3 月 14 日策定

（平成 28 年 2 月改定版）



屋久島町・屋久島町教育委員会
屋久島町通学路安全対策委員会

平成24年4月以降、登下校中の児童らの列に自動車が突入し、死傷者が多数発生する痛ましい事故が全国で相次いで発生したことから、文部科学省から都道府県教育委員会に対し、「通学路の安全確保について（依頼）」（平成24年5月1日付け24文科ス第93号スポーツ・青少年局長通知）がありました。また、国土交通省・警察庁・文部科学省の3省庁が連携して対応策を検討し「通学路における緊急合同点検等実施要領」を作成し、関係機関が連携して通学路の安全点検及び安全対策を講じるよう各省庁から関係機関へ依頼があったところです。

これを受け、屋久島町では、平成24年7月から8月にかけて町内9小学校区毎に、学校及び地元関係者等と合同で緊急点検を実施しました。その結果、危険箇所として挙げられた51箇所について、平成25年度までに緊急的な対策を完了しました。

また、合併後の町第一次振興計画基本構想では、「住民が安全で安心して暮らせるまちづくり」を目標に掲げ、交通安全・地域安全の推進、交通機関と道路の充実等の施策を進めていることから、子どもたちの登下校時の安全・安心確保のため、屋久島町通学路安全対策プログラム（以下「プログラム」という。）を策定しました。

プログラムの概要

- 1 関係機関が一体となり、通学路の安全確保に努めます。
- 2 緊急的な対策完了後も効果検証を行い、次の対策に生かします。
- 3 平成25年度以降も、継続的に合同点検を実施します。
- 4 児童生徒の安全教育を充実させ、自ら安全を確保できるようにします。



1 屋久島町では、児童生徒の登下校時の安全・安心確保のため、関係機関が連携し、一体となって、通学路の安全確保に努めます。

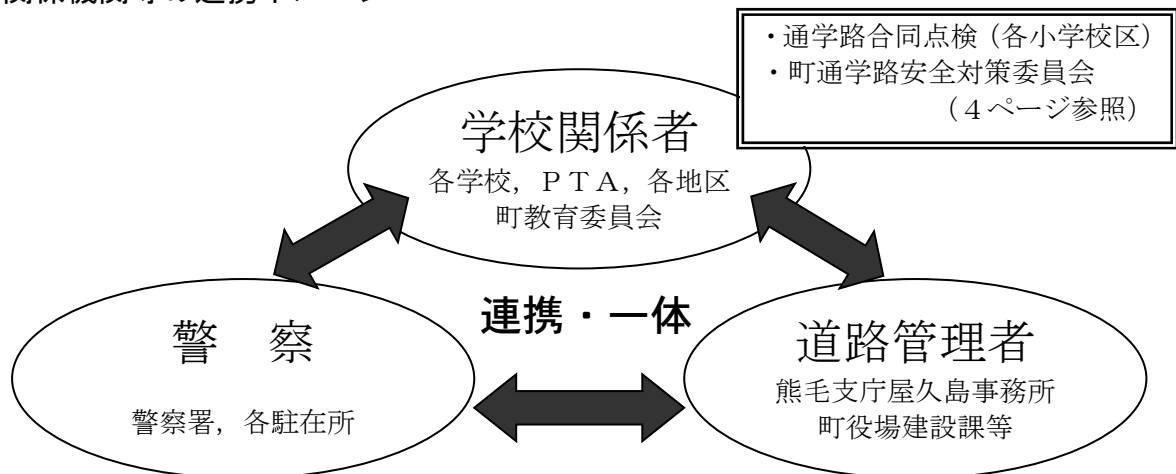
登下校中の児童生徒が、交通事故や犯罪、声かけ事案等の被害に遭わないためには、道路環境の整備のほか、通学方法の見直しや通学児童生徒・通行車両への交通防犯両面からの教育、通学時間帯の通行規制、見守り活動などハード・ソフトが一体となって対策を行う必要があると考えます。

そこで、学校関係者、警察、道路管理者等の役割を明確にして、一体となって通学路の安全対策に取り組みます。

■関係機関等の役割分担

- 道路管理者（熊毛支庁屋久島事務所、町役場建設課）は、所管する道路に関し、学校が指定する通学路の歩道整備や防護柵の設置等の安全確保に取り組みます。
- 屋久島警察署は、児童生徒の安全・安心な登下校のために、道路の交通安全施設整備、交通規制、交通安全指導、取締等に取り組みます。
- 町役場消防交通係は、関係機関や組織と連携し、道路の安全施設整備、交通規制、交通安全指導、防犯等の取組から、児童生徒の安全確保対策に取り組みます。
- 町教育委員会は、学校の安全計画の策定や通学路指定に関し、指導・助言及び安全教育の推進を支援するとともに、安全確保に向けて関係機関への要請・調整に取り組みます。
- 学校は、より安全な通学路を指定した上で、学校安全計画に基づき危険箇所を把握し、安全教育や登下校時の安全指導を徹底します。また、関係機関や組織と協議して改善を要請します。
- P T Aは、通学路の危険箇所の把握、街頭指導やパトロール等の校外指導、家庭における安全教育等を行います。
- 各地区では、地域住民やスクールガードによる交通安全・防犯活動等の見守り活動を行うとともに、地域安全に係る環境整備要望等を取りまとめ、関係機関への要請等を継続して行います。

■関係機関等の連携イメージ



2 緊急的な対策完了後も効果検証を行い、その結果を生かして、より即効性があり効果的な対策を推進します。

平成24年7月から8月にかけて、町内全ての小学校9校において、学校関係者、道路管理者、警察等の方々による緊急合同点検を実施し、対策が必要な箇所とその方法について検証しました。

その結果、対策が必要な51箇所について、それぞれの機関で緊急的に対策を行い、平成25年度までに完了しました。

■緊急合同点検の結果による対策箇所数

学校区	危険・要注意箇所	関係機関による対策済箇所			
		学校	警察	道路管理者	対策完了
宮浦小	13	11	1	7	H26. 2
一湊小	4	1	2	1	H24. 11
永田小	7	7			H24. 11
金岳小	7	7		4	H25. 6
栗生小	2	1		2	H26. 2
八幡小	7	7			H24. 11
神山小	8	5		3	H25. 3
安房小	3			3	H25. 2
9校合計	51	39	3	20	

■緊急的な対策の例



【路肩のカラー舗装；麦生集落】

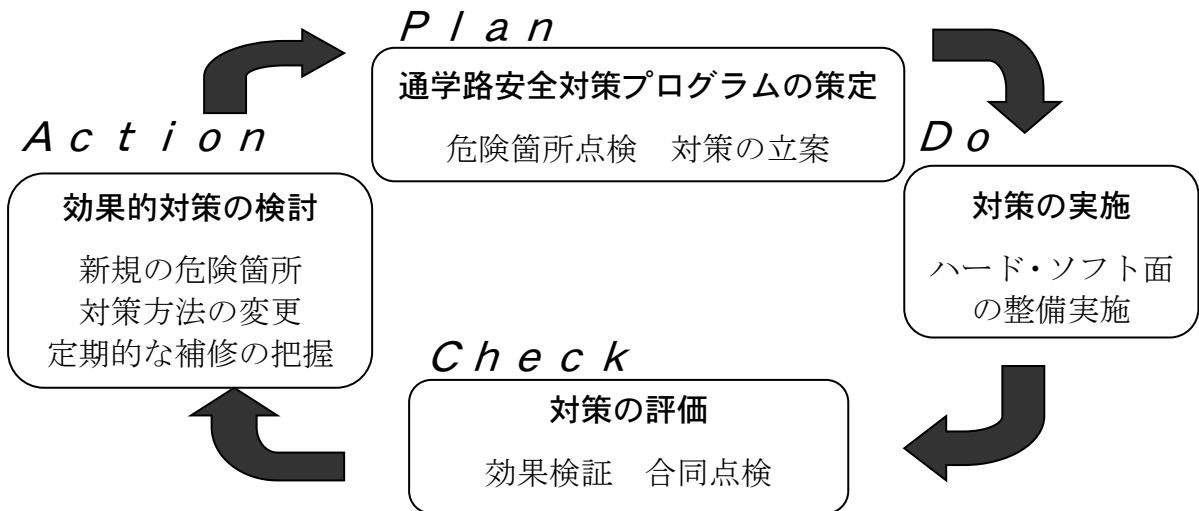


【横断歩道の新設；宮之浦】

実施した緊急対策について、その効果を検証するため、対象学校に対してアンケート調査等を実施します。また、警察や道路管理者が行った対策について、対策前後の状況からデータを測定することで、その効果を検証します。

それらの結果から、より効果的な対策を今後の通学路の安全対策に生かして、より安全・安心な通学路を実現していきます。

■通学路の安全確保に向けたPDCAサイクル



3 今後も、通学状況や交通状況等の変化に応じて、継続的に合同点検を実施します。

通学路が変わったり、交通状況が変化したりすること等から、平成 26 年度以降も継続的に合同点検を実施し、対策が必要な箇所は速やかに対策を実施します。

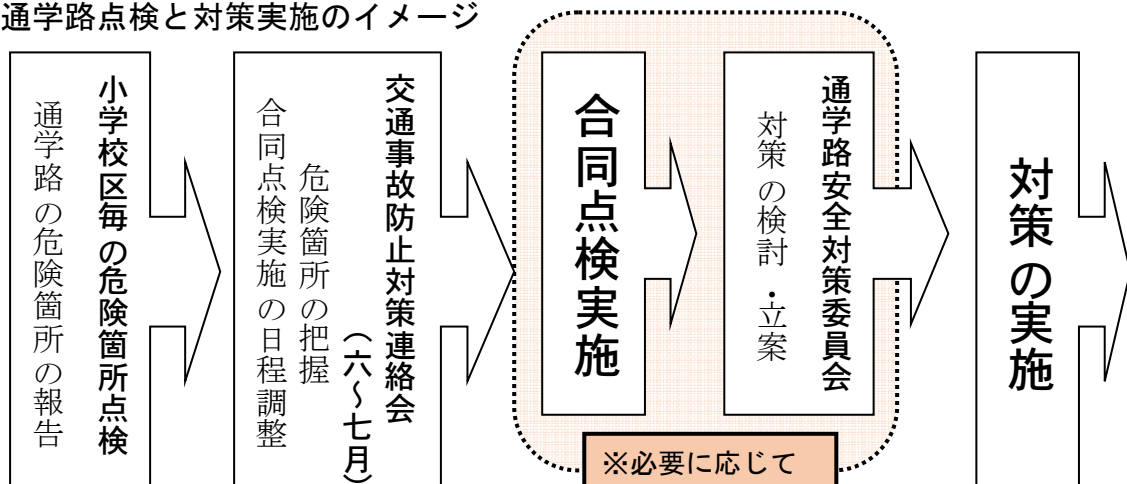
また、緊急的な対策を実施した箇所も、継続的に効果を発揮するように、維持管理・更新に努めます。

■通学路安全対策委員会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全対策委員会」を設置しました。本プログラムは、この委員会で協議し、策定しました。

- ・屋久島町教育委員会
- ・屋久島町役場建設課道路係
- ・屋久島町役場総務課消防交通係
- ・熊毛支庁屋久島事務所建設課道路係
- ・屋久島警察署交通課

■通学路点検と対策実施のイメージ



【平成26年度以降の新たな対策必要箇所とその対策・状況】

追記年度	学校区	危険・要注意箇所	関係機関による対策			
			警 察	道路管理者	学 校 町消防交通	対策完了 状況
H 26	神山小	原集落 県道77号線 ○道路、歩道は整備され制限速度50km/hだが、神山小正門前はカーブになっており見通しは悪い。学校では飛び出しのないよう指導をしているが、スピードを出す車が多く、危険な場面が見られる。	・嘆願書も提出され、公安当局へ変更申請。 ・定期的に警邏を行い、交通指導を行う。		・定期的な朝の立哨指導を行う。 ・通行・横断の際は十分注意するよう指導する。	制限速度 変更 12/4完了
	神山小	麦生集落 県道77号線 ○歩道がなく、緊急的な対策でカラー舗装をして効果は出ているが、商店前に車両が駐車される場合、危険である。また、スピードを落とさない車も未だにある。	・定期的に警邏を行い、交通指導を行う。	・H27年度より歩道整備に着手。	・定期的な朝の立哨指導を行う。 ・通行・横断の際は十分注意するよう指導する。	歩道工事 / 完了
	安房小 (安房中)	平野～春牧 県道77号線 (通称:よろん坂～中字バス停付近) ○海側に歩道がなく、下校中の自転車通学生徒が車道にはみ出してしまいうため、事故の危険性がある。	・定期的に警邏を行い、交通指導を行う。	・H27年度より海側の歩道整備に着手。 (事故多発箇所から着工予定)	・定期的な朝の立哨指導を行う。 ・通行の際は十分注意して歩行・運転するよう指導する。	歩道工事 / 完了
	安房小	平野集落 県道77号線 (三岳酒造～焼酎川周辺) ○見通しのよい直線道路で車のスピードが出やすい上に、歩道のない箇所があるため危険である。	・定期的に警邏を行い、交通指導を行う。	・H18年度より歩道整備に着手。 現在、整備中。	・定期的な朝の立哨指導を行う。 ・通行の際は十分注意して歩行・運転するよう指導する。	歩道工事 / 完了
	安房小	松峯集落 県道77号線 (ツルマルバチンコ～熊毛生コン) ○歩道が整備されている箇所と整備されていない箇所がある。また、その歩道は細いため、危険である。	・定期的に警邏を行い、交通指導を行う。	・今後、歩道整備の予定。 (山側の歩道は広くする)	・定期的な朝の立哨指導を行う。 ・通行の際は十分注意して歩行・運転するよう指導する。	歩道工事 / 完了
H 27	安房小	春牧集落 町道安房中学校線(県道77号線～安房中学校) ○パチンコ店付近の交通量が多い。見通しが悪い箇所があり、歩道が整備されていないため、危険である。	・定期的に警邏を行い、交通指導を行う。	・今後、歩道整備の予定。 (歩道の新設)	・定期的な朝の立哨指導を行う。 ・通行の際は十分注意して歩行・運転するよう指導する。	歩道工事 / 完了

4 各学校の児童生徒の安全教育・指導を充実させ、自ら安全を確保できるようにします。

■学校での取組

児童生徒を対象とした定期的な安全教育・指導に取り組みます。

(具体例)

- 交通安全教室の開催
- 安全に関する講話（管理職等や警察）
- 児童生徒の通学路安全マップの作成による指導
- 定期的なKYT（危険予知トレーニング）指導

■PTAや地域での取組

- 親子で通学路を歩く取組
- 学校・PTAによる交差点・横断歩道・危険箇所での街頭指導やパトロール
- 啓発ステッカーをつけた車両による通学路パトロール 等

■その他、関係機関の取組

ドライバーのマナー・モラルの低下等も指摘されていることから、町交通消防係、屋久島警察署等が連携した運転マナーや交通安全啓発・指導、取り締まりを行います。

これらの活動は、町報や町・学校のホームページ、学校便り等に掲載し、保護者や地域の方々への啓発も行います。